

## VI 特定高圧ガスの消費に係る届出

## VI 特定高圧ガスの消費に係る届出

### 第1 特定高圧ガス消費届

#### 1 根拠法令

法第24条の2, 令第7条, 一般則第53条, 液石則第51条

その消費に際し災害を防止するため特別の注意を要する高圧ガス(特定高圧ガス)を消費する者(以下「特定高圧ガス消費者」といいます。)は, 消費を開始する20日前までに, 知事に届け出なければなりません。

なお, 製造の許可又は貯蔵所の許可を受けた場合であっても, 届出が必要となりますので, 注意してください。

#### 【特定高圧ガス消費者となる場合】

##### (1) 次の高圧ガス(特殊高圧ガス)を消費する場合

- ア モノシラン
- イ ホスフィン
- ウ アルシン
- エ ジボラン
- オ セレン化水素
- カ モノゲルマン
- キ ジシラン

##### (2) 次の高圧ガスを消費する場合であって, その貯蔵設備の貯蔵能力が次に掲げる量以上である場合又は導管により事業所の外から供給を受ける場合

- ア 圧縮水素 容積 300m<sup>3</sup>
- イ 圧縮天然ガス 容積 300m<sup>3</sup>
- ウ 液化酸素 質量 3,000kg
- エ 液化アンモニア 質量 3,000kg
- オ 液化石油ガス(液石法第2条第2項の一般消費者が消費するものを除きます)  
質量 3,000kg  
液石法施行令第2条各号に掲げる者が消費する液化石油ガスの貯蔵設備  
質量 10,000kg
- カ 液化塩素 質量 1,000kg

#### 2 提出書類

- (1) 特定高圧ガス消費届書 <一般則:様式第29, 液石則:様式第28>
- (2) 委任状(必要な場合)
- (3) 消費施設の明細書 <様式VI-1>
- (4) 技術上の基準に関する事項<記載例VI>
- (5) 機器一覧表 <様式I-4-1~I-4-6>
- (6) 事業所案内図
- (7) 事業所全体図
- (8) 工程概要図
- (9) フローシート及び配管図
- (10) 消費設備配置図

- (11) 貯蔵設備等の強度計算書
- (12) 貯蔵設備の図面
- (13) 基礎計算書及び図面
- (14) 容器置場の図面

(5)～(14)については、製造の許可等を受けている場合は、既に許可を受けている部分についての書類の添付を省略し、その旨を記載することに代えて差し支えありません。

なお、提出書類の記載方法については、「I 高圧ガス製造許可 第3」を参考にしてください。

### 3 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

## 第2 特定高圧ガス消費施設等変更届

### 1 根拠法令

法第24条の4，一般則第56条，液石則第54条

特定高圧ガス消費者は，消費のための設備の変更等を行う場合は，あらかじめ知事に届け出なければなりません。

### 2 提出書類

- (1) 特定高圧ガス消費施設等変更届書<一般則：様式第30，液石則：様式第29>
- (2) 変更明細書 <様式VI-2>
- (3) 技術上の基準に関する事項 <記載例VI>
- (4) 機器一覧表 <様式I-4-1～I-4-6>
- (5) 事業所案内図
- (6) 事業所全体図
- (7) 工程概要図
- (8) フローシート及び配管
- (9) その他変更内容を説明する資料

### 3 届出が不要な変更の工事

次に掲げる変更の工事は，届出が必要のない軽微な変更の工事として取り扱います。  
(一般則第57条，液石則第55条)

- (1) 貯蔵設備等（貯槽を除きます。）の大臣認定品等又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えの工事であって，当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの
- (2) 消費設備（貯蔵設備等を除きます。）の変更の工事
- (3) 消費設備以外の消費施設に係る設備の変更の工事
- (4) 消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事

### 第3 特定高圧ガス取扱主任者届

#### 1 根拠法令

法第28条，一般則第75条，液石則第73条

特定高圧ガス消費者は，事業所ごとに特定高圧ガス取扱主任者（以下「取扱主任者」といいます。）を選任しなければなりません。また，取扱主任者を選任又は解任したときには，遅滞なく，その旨を知事へ届け出なければなりません。

#### 2 提出書類

- (1) 特定高圧ガス取扱主任者届書 <一般則：様式第36，液石則：様式第35>
- (2) 一般則第73条(液石則第71条)に規定する資格を有することを証する書面（例8）  
製造保安責任者免状又は販売主任者免状の所有者にあってはその写し（「指導事項」の欄を含むもの）を添付し，経験により選任する場合には，記載例に従い作成してください。なお，解任の場合は不要です。

#### 3 取扱主任者の要件

一般則第73条（液石則第71条）に規定される取扱主任者の要件は，次のとおりです。

- (1) 特定高圧ガスの製造又は消費に関し1年以上の経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者
- (3) 協会が行う液化石油ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者であって，液化石油ガスの製造又は消費に関し6月以上の経験を有するもの
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業した者であって，液化石油ガスの製造又は消費に関し6月以上の経験を有するもの
- (5) 甲種化学責任者免状，乙種化学責任者免状，丙種化学責任者免状，甲種機械責任者免状，乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状の交付を受けている者

(例8) 取扱主任者の「一般則第73条又は液石則第71条の一に該当する者であることを証する書面」

証 明 書		
〇〇〇〇〇は，当該事業所において，一般高圧ガス（液化石油ガス）保安規則第73条（71条）〇号に該当する者であることを証明します。		
年	月	日
代表者氏名		印
茨城県知事 殿		

※備考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

## 第4 特定高圧ガス消費者承継届

### 1 根拠法令

法第24条の2第2項において準用する法第10条の2第2項  
一般則第54条の2，液石則第51条の2

事業の相続，譲渡，合併又は分割があった場合において，相続人あるいは譲渡又は合併又は分割後存続する法人若しくは合併により設立した法人が，特定高圧ガス消費者の地位を承継した場合には，遅滞なく，その旨を届け出なければなりません。

### 2 提出書類

- (1) 特定高圧ガス消費者承継届書  
＜一般則：様式第29の2，液石則：様式第28の2＞
- (2) 譲渡契約書，合併契約書，分割契約書又は公告等の記載されている官報の写し
- (3) 相続人の選定に係る全員の同意書（相続人が2人以上の場合）

### 3 提出部数

1部（受付印を押印するので，事業所控えを用意してください。）

## 第5 特定高圧ガス消費廃止届

### 1 根拠法令

法第24条の4，一般則第58条，液石則第56条

特定高圧ガス消費者は，特定高圧ガスの消費を廃止したときは，遅滞なく，その旨を届け出なければなりません。

### 2 提出書類

特定高圧ガス消費廃止届書 <一般則：様式第31，液石則：様式第30>

### 3 提出部数

1部（受付印を押印するので，事業所控えを用意してください。）

様式第29 (第53条関係) 一般則  
 様式第28 (第51条関係) 液石則

		×電算入力確認欄		× 担 当	
		×受付入力日	年 月 日		
		×決裁入力日	年 月 日		
特定高圧ガス消費届書	一般 液石	×整理番号			
		×受理年月日		年	月
消費をする特定高圧ガスの種類					
名称 (事業所の名称を含む。)					
事務所 (本社) 所在地					
事業所所在地					

年 月 日

代表者 氏名

印

茨城県知事

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			⋮	⋮



## 消費施設等明細書

### 1 消費の目的等

(1) 消費の名称

--

(2) 消費の目的

--

(3) 消費の方法

--

### 2 貯蔵するガスの種類及び貯蔵能力

ガスの種類		貯蔵能力	貯蔵能力計算式	備考
圧縮 液化		Nm <sup>3</sup> kg		
圧縮 液化		Nm <sup>3</sup> kg		

### 3 保安物件に対する距離（設備距離）

ガスの種類	第一種設備距離（m）		第二種設備距離（m）	
	計算式	法定距離	計算式	法定距離

様式第30 (第56条関係) 一般則  
 様式第29 (第54条関係) 液石則

		×電算入力確認欄		× 担 当	
		×受付入力日	年 月 日		
		×決裁入力日	年 月 日		
特定高圧ガス消費施設等 変更届書	一般 液石	×整理番号			
		×受理年月日	年	月	日
名称 (事業所の名称を含む。)					
事務所 (本社) 所在地					
事業所所在地					
変更の種類					

年 月 日

代表者 氏名

印

茨城県知事

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 二以上の変更の許可申請を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。  
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部 課名						
	担当者名						
	電話番号						
		*事業所 番号	法	人	事業所		
			⋮	⋮	⋮		

## 消費施設等変更明細書

### 1 変更の目的等

(1) 消費の名称

--

(2) 変更の目的

--

(3) 変更の内容

--

### 2 貯蔵するガスの種類及び貯蔵能力

ガスの種類	貯蔵能力	貯蔵能力計算式	備 考
圧縮 液化	Nm <sup>3</sup> k g		
圧縮 液化	Nm <sup>3</sup> k g		

### 3 保安物件に対する距離（設備距離）

ガスの種類	第一種設備距離 (m)		第二種設備距離 (m)	
	計算式	法定距離	計算式	法定距離

		×電算入力確認欄		× 担 当	
様式第29の2 (第54条の2関係) 一般則	×受付入力日	年	月		日
様式第28の2 (第51条の2関係) 液石則	×決裁入力日	年	月		日
特定高圧ガス消費者承継届書	一般 液石	×整理番号			
		×受理年月日			年 月 日
承継された特定高圧ガス消費者の 名称 (事業所の名称を含む。)					
承継された事業所所在地					
承 継 後 の 名 称 (事業所の名称を含む。)					
事 務 所 ( 本 社 ) 所 在 地					

年 月 日

代表者 氏名

印

茨城県知事

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、  
 署名は必ず本人が自署するものとする。

連 絡 先	担 当 部 課 名			
	担 当 者 名			
	電 話 番 号			
		*事業所 番 号	法 人	事業所

様式第31 (第58条関係) 一般則 様式第30 (第56条関係) 液石則	×電算入力確認欄		× 担 当
	×受付入力日	年 月 日	
	×決裁入力日	年 月 日	
特定高圧ガス消費廃止届書	一般 液石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
消費廃止年月日			
消費廃止の理由			

年 月 日

代表者 氏名

印

茨城県知事 殿

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2. ×印の項は記載しないこと。  
 3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			∴ ∴ ∴	∴

様式第36 (第75条関係) 一般則  
 様式第35 (第73条関係) 液石則

		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
特定高圧ガス取扱主任者届書	一般 液石	×整理番号		
		×受理年月日		年 月 日
消費する特定高圧ガスの種類				
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
選 任	取扱主任者の氏名			
解 任	取扱主任者の氏名			
選 任	年 月 日			
解 任	理由			

年 月 日

代表者 氏名

印

茨城県知事

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連 絡 先	担当部課名	
	担当者名	
	電話番号	

*事業所 番号	法人	事業所
	⋮	⋮

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

	一般則 条 項	対 応 事 項	備 考									
	第 55 条第 1 項 第 1 号 【境界線】 【警戒標】	1 事業所の境界線は ( ) により明示します。 2 警戒標は、外部から明瞭に識別できる大きさと事業所の出入口付近に掲げます。  計画 : _____ 箇所	□ 添付書類  No. _____									
特殊 塩素	第 55 条第 1 項 第 2 号 【保安距離】	消費施設は、その貯蔵設備 (貯蔵能力が 3,000kg 未満の特殊高压ガスのもの及び貯蔵能力が 1,000kg 以上 3,000kg 未満の液化塩素のものに限る。) 及び減圧設備の外側から、第一種保安物件 ( ) に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件 ( ) に対し第二種設備距離以上の距離を確保します。 法定距離 L ( ) = _____ m    計画距離 = _____ m 法定距離 L ( ) = _____ m    計画距離 = _____ m	□ 添付書類  No. _____									
特殊 塩素	第 55 条第 1 項 第 3 号 【火気使用場所との距離】	1 特殊高压ガスの消費設備のうち、貯蔵設備等は、その外側から火気 (当該消費設備内の火気を除く。) を使用する場所に対し 8 m 以上の距離を確保します。 計画距離 = _____ m 2 距離が確保できない場合は、貯蔵設備等から漏れ出したガスに係る流動防止措置若しくは特殊高压ガスが漏れ出したときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	添付書類  No. _____									
燃	第 55 条第 1 項 第 4 号 【滞留しない構造】	可燃性ガスの消費設備を設置する室は、当該ガスが漏れ出したとき滞留しないような構造とします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">*</td> <td style="width: 65%;">構造</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 方向以上の開口部・換気装置</td> <td>空気より軽い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面まで開放した 2 方向以上の開口部・換気装置</td> <td>空気より重い</td> </tr> </table>	*	構造			2 方向以上の開口部・換気装置	空気より軽い		床面まで開放した 2 方向以上の開口部・換気装置	空気より重い	□ 添付書類  No. _____
*	構造											
	2 方向以上の開口部・換気装置	空気より軽い										
	床面まで開放した 2 方向以上の開口部・換気装置	空気より重い										
	第 55 条第 1 項 第 5 号 【材 料】	1 消費設備に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。 2 特定設備に使用する材料は、特定則第 11 条及び第 36 条の規定若しくは第 51 条の規定に基づくものとします。	□ 添付書類  No. _____									
	第 55 条第 1 項 第 6 号 【基 礎】	1 消費設備の基礎は、不同沈下等により当該消費設備に有害なひずみが生じないようにします。 2 貯槽 (貯蔵能力が 100m <sup>3</sup> 又は 1,000kg 以上のものに限る。) の支柱 (支柱のない貯槽にあつては、その底部) は、同一の基礎に緊結します。	□ 添付書類  No. _____									

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

特殊 塩素	第 55 条第 1 項 第 7 号  【耐圧性能】 【気密性能】	<p>1 貯蔵設備等（容器を除き、貯蔵設備については貯蔵能力が 3,000kg 未満の特殊高圧ガスのもの及び貯蔵能力が 1,000kg 以上 3,000kg であるものに限る。）は、水その他の安全な液体を使用する常用の圧力の 1.5 倍以上の圧力で行う耐圧試験（液体を使用することが困難である場合には、空気、窒素等の気体を使用する常用の圧力の 1.25 倍以上の圧力で行う耐圧試験）又は大臣が適切であると認める者が行う耐圧試験に合格するものとします。</p> <p>2 1 の貯蔵設備等は、常用の圧力以上で行う気密試験又は大臣が適切であると認める者が行う気密試験に合格するものとします。</p> <p>3 特定設備は、特定則に定められる耐圧試験及び気密試験に合格するものとします。</p>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
	第 55 条第 1 項 第 8 号  【強 度】	<p>1 貯蔵設備等は、常用の圧力又は常用の温度で発生する最大の応力に対し十分な強度又は大臣が認める者が製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものとします。</p> <p>2 特定設備の強度は、特定則第 12 条又は第 51 条の規定によるものとします。</p>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
特殊	第 55 条第 1 項 第 9 号  【排気ダクト】	特殊高圧ガスの消費設備から排出されるガスが当該消費設備以外の消費設備から排出されるガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがある場合には、それぞれの消費設備と除害設備との間の配管（排気ダクト）の系統を別にします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
特殊	第 55 条第 1 項 第 10 号 【排気ダクト の気密構造】	特殊高圧ガスの消費設備（貯蔵設備等を除く。）及び除害設備並びに当該消費設備に係る排気ダクトは、気密な構造とします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
	第 55 条第 1 項 第 11 号  【たい積 しにくい構造】	<p>1 ジシラン、ホスフィン及びモノシランの排気ダクトは、排気中の生成物がたい積しにくい構造とします。</p> <p>2 当該排気ダクトを定期的に点検し、当該排気ダクトに生成物がたい積していた場合には、速やかに除去します。</p>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
特殊	第 55 条第 1 項 第 12 号  【緊急避難】	特殊高圧ガスの消費設備を設置する室は、緊急時に容易に避難できる構造とします。	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
	第 55 条第 1 項 第 13 号  【圧力計】 【安全装置】	<p>1 貯蔵設備等には、大臣が定めるところにより、圧力計を設置します。 設置数：_____基</p> <p>2 当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちに許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。 安全弁 設置数：_____基 その他の安全装置( )設置数：_____基</p>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____



# 技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

	第 55 条第 1 項 第 14 号  <b>【放出管】</b>	1 前号の規定で設けた安全装置のうち、安全弁・破裂板には放出管を設けます。  2 放出管の開口部の位置は、[除外設備内・排気ダクト内] とします。	
	第 55 条第 1 項 第 15 号  <b>【逆流防止装置】</b>	特殊高圧ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る減圧設備と当該ガスの反応(燃焼を含む。)のための設備との間の配管には、逆流防止装置を設けます。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
燃	第 55 条第 1 項 第 16 号  <b>【負圧防止】</b>	可燃性ガス低温貯槽には、当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
特殊	第 55 条第 1 項 第 17 号  <b>【置換】</b>	1 特殊高圧ガスの消費設備は、その内部のガスを [ 不活性ガス (特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。) により置換・真空排気 ] できる構造とします。  2 一の種類の特殊高圧ガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他流体 (当該一の種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるものに限る。) に係る不活性ガスの供給配管と系統を別にします。 [相互に反応するガス] (                      ) と (                      )	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
特殊	第 55 条第 1 項 第 18 号  <b>【緊急遮断措置】</b>	特殊高圧ガスの貯蔵設備に取り付けた配管には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
特殊	第 55 条第 1 項 第 19 号  <b>【異常発見措置】</b>	特殊高圧ガスの消費設備に係る排気ダクトには、微差圧力計の設置等の異状を早期に発見するための措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

	第 55 条第 1 項 第 20 号  【保安電力等】	1 対象設備に対し、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう保安電力等の措置を講じます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">保安電力等 設備</th> <th style="width: 10%;">買電</th> <th style="width: 10%;">自家発電</th> <th style="width: 10%;">蓄電池装置</th> <th style="width: 10%;">エンジン 駆動発電</th> <th style="width: 10%;">スチーム タービン 駆動発電</th> <th style="width: 10%;">空気又は 窒素ため</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>防火設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガス漏えい 検知警報設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急遮断装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガス 除害設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常照明設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通報設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 2 非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあつては、常時使用できる予備電池を保有するか、充電式電池のものとする。	*	保安電力等 設備	買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン 駆動発電	スチーム タービン 駆動発電	空気又は 窒素ため		防火設備						—		ガス漏えい 検知警報設備				—	—	—		緊急遮断装置				—	—			毒性ガス 除害設備						—		非常照明設備				—	—	—		通報設備				—	—	—	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
*	保安電力等 設備	買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン 駆動発電	スチーム タービン 駆動発電	空気又は 窒素ため																																																				
	防火設備						—																																																				
	ガス漏えい 検知警報設備				—	—	—																																																				
	緊急遮断装置				—	—																																																					
	毒性ガス 除害設備						—																																																				
	非常照明設備				—	—	—																																																				
	通報設備				—	—	—																																																				
特殊	第 55 条第 1 項 第 21 号  【除害措置】	特殊高圧ガスの消費設備から排出されたガス（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）による置換により排出されたものを含む。）は、当該特殊高圧ガスの除害設備により除害をします。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____																																																								
	第 55 条第 1 項 第 22 号  【除害措置】	特殊高圧ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____																																																								
	第 55 条第 1 項 第 23 号  【接 合】	1 特殊高圧ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行います。 2 溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手により行います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 95%;">フランジ・ねじ接合継手による接合箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特に腐食が起こりやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所</td> </tr> </tbody> </table>	*	フランジ・ねじ接合継手による接合箇所		しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所		特に腐食が起こりやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所		定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所		修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____																																														
*	フランジ・ねじ接合継手による接合箇所																																																										
	しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所																																																										
	特に腐食が起こりやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所																																																										
	定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所																																																										
	修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所																																																										
	第 55 条第 1 項 第 24 号  【二重管】	1 特殊高圧ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る配管は、必要な箇所を二重管とします。 2 二重管には、当該ガスの漏えいを検知するための措置を講じます。（当該配管をさや管その他の防護構造物の中に設置することにより、配管の破損を防止し、かつ、漏えいしたガスが周辺に拡散することを防止する措置を講じている場合を除く。）	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____																																																								
燃	第 55 条第 1 項 第 25 号  【静電気除去措置】	1 可燃性ガスの消費設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講じます。 2 接地抵抗は、総合 100Ω（避雷設備を設けたものは 10Ω）以下とします。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____																																																								

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

第 55 条第 1 項 第 26 号	<b>【ガス漏えい 検知警報設備】</b>	<p>1 ガス漏えい検知警報設備の検出部の設置場所並びに設置数は、適切なものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 40%;">設置場所</th> <th style="width: 30%;">設置基準・法定数</th> <th style="width: 25%;">計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>屋内消費設備 ガスが漏えいしやすい場所</td> <td>設備群の周囲 1 個/10 m以上</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外消費設備 ガスが漏えいしやすい場所</td> <td>設備群の周囲 1 個/20 m以上</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 検出部の設置高さは、ガスの比重等に対し適切な高さとしてします。</p> <p>3 警報を発する場所は、関係者が常駐する場所（ ）としてします。</p>	*	設置場所	設置基準・法定数	計画		屋内消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/10 m以上	___ 個		屋外消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/20 m以上	___ 個	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
*	設置場所	設置基準・法定数	計画												
	屋内消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/10 m以上	___ 個												
	屋外消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/20 m以上	___ 個												
第 55 条第 1 項 第 27 号	<b>【防消火設備】</b>	<p>消費施設（液化塩素に係るものを除く。）には、その規模に応じて、適切な防消火設備〔水噴霧装置・散水装置・固定式放水銃・移動式放水銃・放水砲・消火栓・消火器〕を適切な箇所に設けます。</p>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												
特殊 第 55 条第 1 項 第 28 号	<b>【通報設備】</b>	<p>特殊高圧ガスの事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講じます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">通 報 範 囲</th> <th style="width: 50%;">通 報 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安統括者等が常駐する事務所と 現場事務所・現場事務所相互間</td> <td>[ページング設備・構内電話・ 構内放送設備・インターホーン]</td> </tr> <tr> <td>事業所内全体</td> <td>[ページング設備・構内放送設備・ サイレン・携帯用拡声器・メガホン]</td> </tr> <tr> <td>作業員相互間</td> <td>[ページング設備・携帯用拡声器・ トランシーバー・メガホン]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※メガホンは事業所内面積が 1,500m<sup>2</sup>以下の場合に限る</p>	通 報 範 囲	通 報 設 備	保安統括者等が常駐する事務所と 現場事務所・現場事務所相互間	[ページング設備・構内電話・ 構内放送設備・インターホーン]	事業所内全体	[ページング設備・構内放送設備・ サイレン・携帯用拡声器・メガホン]	作業員相互間	[ページング設備・携帯用拡声器・ トランシーバー・メガホン]	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____				
通 報 範 囲	通 報 設 備														
保安統括者等が常駐する事務所と 現場事務所・現場事務所相互間	[ページング設備・構内電話・ 構内放送設備・インターホーン]														
事業所内全体	[ページング設備・構内放送設備・ サイレン・携帯用拡声器・メガホン]														
作業員相互間	[ページング設備・携帯用拡声器・ トランシーバー・メガホン]														
第 55 条第 1 項 第 29 号	<b>【バルブ等の 操作のための 措置】</b>	<p>消費設備に設けたバルブ等には、作業員が当該バルブ等（操作ボタン等により開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等）、適切に操作できるように次の措置を講じます。</p> <p>(1) バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バルブの開閉方向を明示します。</p> <p>(2) バルブ等（操作ボタンにより開閉するものを除く。）に係る配管には、内部の流体を名称又は塗色で示すと共に、流れ方向を表示します。</p> <p>(3) 特に保安上重大な影響を与えるバルブ等には、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠、封印等の措置を講じます。</p> <p>(4) バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。</p> <p>(5) バルブ等の操作に必要な照度を確保します。</p>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												
第 55 条第 1 項 第 30 号	<b>【沈下状況測定】</b>	<p>1 貯槽には、沈下状況を測定するための措置を講じ、その沈下状況を測定します。</p> <p>2 沈下している場合は、適切な措置を講じます。</p>	<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____												

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

一般則	条 項	対 応 事 項	備 考
	第 55 条第 2 項 第 1 号  【火気使用制限】	1 特定高压ガスの貯蔵設備等の周囲 5 m 以内においては、火気（当該設備内のものを除く。）の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置きません。 2 上記によらない場合は、当該設備と火気等を使用する場所との間に流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	□ 添付書類  No. _____
酸素	第 55 条第 2 項 第 2 号  【酸素の消費】	液化酸素の消費は、バルブ及び消費に使用する器具の石油類、油脂類その他可燃性の物を除去した後にします。	□ 添付書類  No. _____
	第 55 条第 2 項 第 3 号  【日常点検】	1 特定高压ガスの消費は、消費設備の使用開始時、使用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検します。 2 1 日に 1 回以上、頻繁に消費設備の作動状況について点検します。 3 異常があるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じます。	□ 添付書類  No. _____
	第 55 条第 2 項 第 4 号  【充填容器】	消費設備に特殊高压ガスの充填容器等を接続した後及び当該充填容器等を取り外す前には、当該充填容器等のバルブを閉じた状態で当該消費設備（当該特殊高压ガスと他の種類のガスその他の流体とが相互に反応することにより、災害の発生するおそれがある部分に限る。以下この号において同じ。）の内部のガスを不活性ガスにより置換し、又は当該消費設備の内部を真空にします。	□ 添付書類  No. _____
	第 55 条第 2 項 第 5 号 【修理等】	消費設備の修理等及びその後の消費は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行います。	□ 添付書類  No. _____
	イ	1 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行います。 2 異常があったときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じます。	
	ロ	可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の消費設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講じます。	
	ハ	修理等のため作業員が消費設備を開放し、又は消費設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講じます。	
	ニ	消費設備を開放して修理等をするときは、当該消費設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいするのを防止するための措置を講じます。	
	ホ	修理等が終了したときは、当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費をしません。	
	第 55 条第 2 項 第 6 号 【バルブに 過大な力を 加えない措置】	製造設備に設けたバルブを操作する場合には、バルブの材質、構造及び状態を勘案して、過大な力が加わらないよう必要な措置を講じます。	□ 添付書類  No. _____

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

液石則 条 項	対 応 事 項	備 考												
第 53 条第 1 項 第 1 号 【境界線】 【警戒標】	1 事業所の境界線は ( ) により明示します。 2 警戒標は、外部から明瞭に識別できる大きさで事業所の出入口付近に掲げます。  <div style="text-align: right;">計画 : _____ 箇所</div>	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____												
第 53 条第 1 項 第 2 号 【保安距離】	消費施設は、その減圧設備の外側から、第一種保安物件 ( ) に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件 ( ) に対し第二種設備距離以上の距離を確保します。 法定距離 L ( ) = _____ m    計画距離 = _____ m 法定距離 L ( ) = _____ m    計画距離 = _____ m	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____												
第 53 条第 1 項 第 3 号 【火気使用場所との距離】	1 液化石油ガスの消費設備のうち、貯蔵設備等は、その外側から火気(当該消費設備内の火気を除く。)を使用する場所に対し 8m 以上の距離を確保します。 <div style="text-align: right;">計画距離 = _____ m</div> 2 距離が確保できない場合は、貯蔵設備等から漏えいしたガスに係る流動防止措置若しくは液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	添付書類  No. _____												
第 53 条第 1 項 第 4 号 【滞留しない構造】	消費設備を設置する室は、液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">*</td> <td style="width: 65%;">構造</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 方向以上の開口部・換気装置</td> <td>空気より軽い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面まで開放した 2 方向以上の開口部・換気装置</td> <td>空気より重い</td> </tr> </table>	*	構造			2 方向以上の開口部・換気装置	空気より軽い		床面まで開放した 2 方向以上の開口部・換気装置	空気より重い	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____			
*	構造													
	2 方向以上の開口部・換気装置	空気より軽い												
	床面まで開放した 2 方向以上の開口部・換気装置	空気より重い												
第 53 条第 1 項 第 5 号 【ガス漏えい検知警報設備】	1 ガス漏えい検知警報設備の検出部の設置場所並びに設置数は、適切なものとしします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 40%;">設置場所</th> <th style="width: 30%;">設置基準・法定数</th> <th style="width: 25%;">計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>屋内消費設備 ガスが漏えいしやすい場所</td> <td>設備群の周囲 1 個/10 m 以上</td> <td style="text-align: center;">_____ 個    _____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外消費設備 ガスが漏えいしやすい場所</td> <td>設備群の周囲 1 個/20 m 以上</td> <td style="text-align: center;">_____ 個    _____ 個</td> </tr> </tbody> </table> 2 検出部の設置高さは、ガスの比重等に対し適切な高さとしします。  3 警報を発する場所は、関係者が常駐する場所 ( ) としします。	*	設置場所	設置基準・法定数	計画		屋内消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/10 m 以上	_____ 個    _____ 個		屋外消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/20 m 以上	_____ 個    _____ 個	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
*	設置場所	設置基準・法定数	計画											
	屋内消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/10 m 以上	_____ 個    _____ 個											
	屋外消費設備 ガスが漏えいしやすい場所	設備群の周囲 1 個/20 m 以上	_____ 個    _____ 個											

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

第53条第1項 第6号  <b>【耐圧性能】</b> <b>【気密性能】</b>	1 貯蔵設備等は、水その他の安全な液体を使用する常用の圧力の 1.5 倍以上の圧力で行う耐圧試験（液体を使用することが困難である場合には、空気、窒素等の気体を使用する常用の圧力の 1.25 倍以上の圧力で行う耐圧試験）又は大臣が適切であると認める者が行う耐圧試験に合格するものとし ます。  2 貯蔵設備等は、常用の圧力以上で行う気密試験又は大臣が適切であると認める者が行う気密試験に合格するものとし ます。  3 特定設備は、特定則に定められる耐圧試験及び気密試験に合格するもの とします。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
第53条第1項 第7号  <b>【材 料】</b>	1 消費設備に使用する材料は、液化石油ガスの性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的 成分及び機械的性質を有するものとします。  2 特定設備に使用する材料は、特定則第 11 条及び第 36 条の規定若しくは 第 51 条の規定に基づくものとします。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
第53条第1項 第8号  <b>【基 礎】</b>	1 消費設備の基礎は、不同沈下等により当該消費設備に有害なひずみが生 じないようなものとします。  2 貯槽（貯蔵能力が 100m <sup>3</sup> 又は1,000kg 以上のものに限る。）の支柱（支柱 のない貯槽にあつては、その底部）は、同一の基礎に緊結します。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
第53条第1項 第9号  <b>【強 度】</b>	1 貯蔵設備等は、常用の圧力又は常用の温度で発生する最大の応力に対し 十分な強度又は大臣が認める者が製造した常用の圧力等に応ずる十分な強 度を有するものとします。  2 特定設備の強度は、特定則 12 条又は 51 条の規定によるものとします。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
第53条第1項 第10号  <b>【負圧防止】</b>	低温貯槽には、当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することによ り当該貯槽が破壊することを防止するための措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
第53条第1項 第11号  <b>【圧力計】</b> <b>【安全装置】</b>	1 貯蔵設備等（圧縮ガスの減圧設備を除く。）には、大臣が定めるところ により、圧力計を設置します。 設置数：_____基  2 当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちに許容圧力以下に戻 すことができる安全装置を設けます。 安全弁 設置数：_____基 その他の安全装置( )設置数：_____基	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
第53条第1項 第12号  <b>【静電気除去措置】</b>	1 消費設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講じます。  2 接地抵抗は、総合 100Ω（避雷設備を設けたものは 10Ω）以下とします。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____

## 技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

第53条第1項 第13号  【防消火設備】	消費施設には、その規模に応じて、適切な防消火設備〔水噴霧装置・散水装置・固定式放水銃・移動式放水銃・放水砲・消火栓・消火器〕を適切な箇所に設けます。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
第53条第1項 第14号  【バルブ等の 操作のための 措置】	消費設備に設けたバルブ等には、作業員が当該バルブ等（操作ボタン等により開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等）、適切に操作できるように次の措置を講じます。 (1) バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バルブの開閉方向を明示します。 (2) バルブ等（操作ボタンにより開閉するものを除く。）に係る配管には、内部の流体を名称又は塗色で示すと共に、流れ方向を表示します。 (3) 特に保安上重大な影響を与えるバルブ等には、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠、封印等の措置を講じます。 (4) バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。 (5) バルブ等の操作に必要な照度を確保します。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
第53条第1項 第15号  【沈下状況測定】	1 貯槽には、沈下状況を測定するための措置を講じ、その沈下状況を測定します。  2 沈下している場合は、適切な措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-VI)

液石則 条 項	対 応 事 項	備 考
第 53 条第 2 項 第 1 号  【火気使用制限】	1 特定高圧ガスの貯蔵設備等の周囲 5 m 以内においては、火気（当該設備内のものを除く。）の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置きません。 2 上記によらない場合は、当該設備と火気等を使用する場所との間に流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
第 53 条第 2 項 第 2 号  【日常点検】	1 液化石油ガスの消費は、消費設備の使用開始時、使用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検します。 2 1 日に 1 回以上、頻繁に消費設備の作動状況について点検します。 3 異常があるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
第 53 条第 2 項 第 3 号 【修理等】	消費設備の修理等及びその後の消費は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行います。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____
イ	1 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行います。 2 異常があったときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じます。	
ロ	消費設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講じます。	
ハ	修理等のため作業員が消費設備を開放し、又は消費設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講じます。	
ニ	消費設備を開放して修理等をするときは、当該消費設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいするのを防止するための措置を講じます。	
ホ	修理等が終了したときは、当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費をしません。	
第 53 条第 2 項 第 4 号 【バルブに 過大な力を 加えない措置】	製造設備に設けたバルブを操作する場合には、バルブの材質、構造及び状態を勘案して、過大な力が加わらないよう必要な措置を講じます。	<input type="checkbox"/> 添付書類  No. _____